

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和11年12月31日まで)

秋本会第1066号
令和6年12月23日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて（通達）

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについては、下記のとおりとするので、引き続き遺失物業務の適正な運用を徹底されたい。

記

第1 基本的留意事項

1 関係法令解釈上の留意事項

- (1) 「秋田県警察遺失物法等運用要綱の全部改正について（例規）」（令和6年12月23日付け秋本会第1064号）第2の1(4)に定義されているとおり、野生動物や屋外にいても逸走したものではない動物は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）における「逸走した家畜」に該当しない。
- (2) 法第4条第3項では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第35条第3項の規定による所有者の判明しない犬又は猫の引取りの求め（以下「引取りの求め」という。）を行った拾得者については、拾得をした物件の速やかな警察署長（以下「署長」という。）への提出等を規定した法第4条第1項及び第2項を適用しないこととされている。

これは、警察署等では動物の飼養や保管に関する専門的な職員及び施設・設備を有しておらず、動物愛護管理法の趣旨を踏まえれば、県等（都道府県及び地方自治法（昭和20年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）において当該犬及び猫を取り扱うこととした方が動物の愛護及び管理の観点から見て適切であると考えられたためである。

したがって、拾得したとして申告を受けた犬又は猫の取扱いに当たっては、県等と連携を図るなどこの趣旨を踏まえて対応する必要がある。

- (3) 動物愛護管理法第35条第3項において、県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りを「その拾得者その他の者」から求められた場合に、これを引き取らなければならない（周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定

める場合には、その引取りを拒否することができる。) 旨が規定されているところ、警察職員が職務中に当該犬又は猫を自ら拾得した場合、当該警察職員は、「その拾得者その他の者」として県等に引取りの求めを行うことができる。

- (4) 動物愛護管理法第35条第3項において準用される県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りを拒否できる場合(以下「引取拒否事由」という。)である「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当な事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合」とは、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「動物愛護管理法施行規則」という。)第21条の3各号のいずれかに該当する場合である。

動物愛護管理法施行規則第21条の3第1号の「周辺の生活環境が損なわれる事態」とは、当該犬又は猫に起因した騒音又は悪臭の発生、毛の飛散、多数の昆虫の発生等とされているところ、このような事態が生ずるおそれがないと認められる場合は、県等はその引取りを拒否することができることとなる。具体的には、地域住民の十分な理解の下に飼い主がいない猫への不妊去勢と給餌・排せつ物の管理などを実施する活動により共生している猫などの場合が想定されている。

- (5) 法第37条第1項第1号では、3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、署長が保管する法第35条第2号から第5号までに掲げる物件を除く物件について、法第35条第1号に該当するものにあつては国に、それ以外のものにあつては都道府県に帰属することが規定されているところ、当該規定は、動物についても当然に適用される。
- (6) 本通達の趣旨を踏まえ、特例施設占有者に対しても適切に指導すること。

2 引取りの求め及び負傷した犬又は猫等の動物の通報に係る手続

- (1) 引取りの求めについては拾得者が、動物愛護管理法第36条第1項の規定による所有者の判明しない負傷した犬、猫等の動物(以下「負傷動物等」という。)の通報(以下「通報」という。)については発見者が、それぞれ当該規定に基づき、自ら行うことを原則とする。

- (2) 休日、夜間等で県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者又は発見者が自ら早急に引取りの求め又は通報を行うことができない場合であつて、依頼されたときに限っては、その経緯を明らかにするため、一時預り書(別記様式第1号)及び一時預り控書(別記様式第2号)を作成し、一時預り控書を拾得者又は発見者に交付した上で、一時的に預かるものとする。ただし、当該引取りの求めが引取拒否事由に該当する場合は、これを預かつてはならない。

なお、動物愛護管理法第39条の2第1項に規定するマイクロチップ(以下「マイクロチップ」という。)に電磁的方法により記録された識別番号から判明した犬又は猫の所有者に関する情報は、所有権を証明するものではないため、マイクロチップの装着を確認できた場合やマイクロチップによって所有者に関する情報が得られた場合であっても、動物愛護管理法第35条に規定する所有者の判明しない犬又は猫に該当する場合もあることに留意すること。

- (3) 動物に係る遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る動物について、一時預り控書により、該当する動物の一時的な預かりの有無を確認すること。

3 県等、地方環境事務所との連携

警務部会計課は、拾得したとして申告を受けた動物の取扱いに関して、担当する県等又は地方環境事務所と連携の上、地域の実情に関して十分な認識の共有を図り、関係法令に基づき適正な運用を図ること。

第2 個別の拾得事案の取扱い上の留意事項

1 犬又は猫の取扱い

- (1) 犬又は猫を拾得したとして申告を受けたときは、当該犬又は猫に該当する遺失届の有無を確認するとともに、県等に対し、当該犬又は猫の遺失者からの問合せの有無を確認すること。
- (2) (1)の確認の結果、該当する遺失届がある場合又は県等への問合せがある場合は、法に基づき拾得をした物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。
- (3) (1)の確認の結果、該当する遺失届がなく、県等への問合せもない場合は、拾得をした者に対し、法及び動物愛護管理法の趣旨並びに法に基づく拾得、動物愛護管理法に基づく引取りの求めの取扱い等について十分説明すること。
- (4) 拾得をした者が3か月経過後に所有権の取得を希望するときは、法に基づき、拾得をした物件として提出を受けること。この場合において、拾得者が飼育を希望するときは、拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書（秋田県警察遺失物取扱細則（令和6年秋田県警察本部訓令第28号）別記様式第10号）を作成して保管を依頼するとともに、遺失者が判明した場合には、餌、飼育、保管等に要した費用を請求できる旨を説明すること。
- (5) 鑑札その他の公務所又は公私の団体（以下「公務所等」という。）により発行された所有者に関する情報が記載された書面等（以下「鑑札等」という。）が当該犬又は猫の表面に装着されており、直接又は発行を行った公務所等を経由して当該所有者たる遺失者と連絡がとれる場合、装着している物から遺失者が存在することが外観上明らかな場合、当該犬又は猫に装着されたマイクロチップに記録された識別番号に基づく照会により当該所有者である遺失者と連絡が取れる場合など、確実に遺失者に対する返還ができると認められる場合には、法に基づき拾得をした物件として提出を受けるものとする。

なお、拾得をした物件として提出を受けた場合は、法第12条に基づく照会の一環として、マイクロチップに記録された識別番号に基づく照会の実施を検討するとともに、必要に応じて県等に協力を仰ぐこと。他方、鑑札等がなく遺失者の特定に至らない場合は、法第2条第1項の「物件（逸走した家畜）」に該当しない可能性もあることから、取扱いについて慎重に検討すること。
- (6) 拾得者が動物愛護管理法に基づく引取りの求めを希望したにもかかわらず、休日、夜間等で県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者が自ら早急に行うことができない場合であって、かつ、拾得者から依頼されたときに限っては、当該引取りの求めに係る犬又は猫を警察が一時的に預かり、その後、速やかに県等に引き渡すものとする。ただし、当該引取りの求めが引取拒否事由に該当する場合は、これを預かってはならない。
- (7) 法第9条に規定する売却等、法第10条に規定する処分又は民法第240条に規定す

る拾得者の所有権の取得に至った場合は、拾得者等に対して、次の義務等に基づく所有権取得後の手続等が必要であることを説明し、環境大臣指定登録機関への連絡を教示するなどして、後日紛議が生じないようにすること。

ア 動物愛護管理法第39条の2第2項の規定により、犬又は猫にマイクロチップが装着されていない場合、所有権取得者は、マイクロチップの装着に努める義務があること。

イ 動物愛護管理法第39条の6の規定により、犬又は猫にマイクロチップが装着されている場合、所有権取得者は、所有者の情報を変更登録する義務があること。

2 負傷動物等の取扱い

- (1) 負傷動物等を発見したとして申告を受けたときは、発見者に動物愛護管理法に基づく通報を行うよう説明すること。
- (2) (1)において、発見者が自ら通報を行うことを原則とするが、休日、夜間等で県等が閉庁などやむを得ない事情により、動物愛護管理法に基づく通報を自ら行うことができないときは、可能な限り、当該発見者の面前において、県等の担当者等と連絡をとり、その対応を確認すること。

3 特定動物等の取扱い

- (1) 動物愛護管理法第25条の2で定める「特定動物」及び特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第2条で定める「特定外来生物」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号。以下「外来生物法施行令」という。）原始附則第2条の表に掲げる特定外来生物（以下「条件付特定外来生物」という。）を除く。以下「特定動物」と「特定外来生物」を総称して「特定動物等」という。）を拾得したとして申告を受けたときは、当該特定動物等に該当する遺失届の有無を確認すること。
- (2) 特定動物等は、法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当するため、特定動物等への該当の有無について、環境省ウェブサイト等で確認すること。特定動物等であるか否か判断がつかない場合は、特定動物にあつては県等に、特定外来生物にあつては地方環境事務所に確認を依頼すること。該当する場合は、許可を出したと考えられる行政機関に対する許可の有無の確認を行い、所有者がいる場合にはその氏名や連絡先等の確認を依頼すること。
なお、特定動物等であつて、犯罪の証拠品に該当すると判明した場合は、捜査担当部門と緊密な連携を図ること。
- (3) (1)の確認の結果、該当する遺失届がある場合であつて、許可を有している場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。
- (4) (1)の確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得したとして提出を受けたときは、県等に当該特定動物等の保管を委託すること、県等又は地方環境事務所から当該特定動物等の保管方法等について技術的助言を求め、適切な保管委託先についての紹介を受けること等により、当該特定動物等を適切に保管すること。
- (5) 法第10条により当該特定動物等を処分する場合には、遺失物法施行令（平成19年

政令第21号) 第4条第2項に基づき行うこと。

- (6) 法第37条第1項第1号の規定により、公告した後3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、特定動物等については、所有権が国（その所有又は所持の取締りに関する国の行政機関をいい、具体的には、動物愛護管理法及び外来生物法を所管する環境省がこれに当たる。）に帰属するため、帰属後の処分について地方環境事務所と協議すること。

4 条件付特定外来生物の取扱い

- (1) 条件付特定外来生物を拾得したとして申告を受けたときは、当該条件付特定外来生物に該当する遺失届の有無を確認すること。
- (2) 条件付特定外来生物は、外来生物法施行令原始附則第2条の規定により、一定の者が条件を満たした場合は、飼養等の禁止について定めた外来生物法第4条を適用しないこととされていることから、原則として法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当しないため、条件付特定外来生物への該当の有無について、環境省ウェブサイト等で確認すること。条件付特定外来生物であるか否か判断がつかない場合は、地方環境事務所に確認を依頼すること。

なお、条件付特定外来生物であって、犯罪の証拠品に該当すると判明した場合は、捜査担当部門と緊密な連携を図ること。

- (3) (1)の確認の結果、該当する遺失届がある場合であって、販売若しくは頒布の目的での飼養等ではない場合又は飼養等の許可を有している場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。
- (4) (1)の確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得した物件として提出を受けたときは、前記3(4)の「特定動物等」を「条件付特定外来生物」と読み替えて同様に対応すること。
- (5) 法第10条により当該条件付特定外来生物を処分する場合には、遺失物法施行令第4条第1項ただし書に基づき行うこととなるが、条件付特定外来生物は外来生物法第9条により放出等が禁止されていることから、必ずこれを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すこと。
- (6) 法第37条第1項第1号の規定により、公告した後3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が都道府県に帰属するため、帰属後の処分については、県等と協議すること。

5 1から4までの取扱い以外の動物の取扱い

- (1) 犬又は猫、負傷動物等、特定動物等及び条件付特定外来生物以外の動物を拾得したとして申告を受けたときは、当該動物に該当する遺失届の有無を確認すること。
- (2) (1)の確認の結果、該当する遺失届がある場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。
- (3) (1)の確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得者に飼育する意思があるときは、法に基づき拾得した物件として提出を受けること。この場合において、拾得者が飼育を希望するときは、拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書を作成して保管を依頼するとともに、遺失者が判明した場合には、餌、飼育、保管等に要した費用を請求できる旨を説明すること。

- (4) (1)の確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得者に飼育する意思がなく、拾得したとして提出を受けたときは、前記3(4)の「特定動物等」を「動物」と読み替えて同様に対応すること。
- (5) 法第10条により当該動物を処分する場合には、遺失物法施行令第4条第1項ただし書に基づき、引き渡すことが適当と認められる者への引渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つことのいずれかの方法によって行うこと。また、法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つ場合は、動物の種類によっては、その処分方法により生態系が崩れるおそれがあることなどから、県等に助言を求めること。
- (6) 法第37条第1項第1号の規定により、公告した後3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が都道府県に帰属するため、帰属後の処分について、県等と協議すること。

この担当 会計課監査係 (☎2241～2244)

別記様式第1号

一時預り書

		受理番号	
預り日時	年 月 日	警察署 交番・駐在所	
	午前・後 時 分	取扱者氏名	
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得		
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏 名		
種 類		特 徴 等	
<p>動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、上記の動物を預かりましたので、あなたに代わって保健所に引渡しをします。</p> <p style="text-align: right;">警 察 署</p> <p style="text-align: center;">官職・氏名</p>			
備 考			

一時預り控書

		受理番号	
預り日時	年 月 日	警察署 交番・駐在所	
	午前・後 時 分	取扱者氏名	
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得		
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏 名		
種 類	特 徴 等		
引渡し の 依 頼	上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、私に代わって保健所に引き渡すようお願いします。 氏名又は名称		
保健所 への引渡し の 日	年 月 日	引渡しをした都道府県等の機関等	
備 考			